

研究対象としての保険法判例¹の射程に関する一視点

I. はじめに

1. 本稿の問題意識と目的

近時、生命保険分野では、講学上の保険法に関する判例件数が大きく減少していると言われている。その要因としては種々の事柄が挙げられるが、おそらく、そのうちの1つには、一般社団法人生命保険協会が運営する生命保険相談所に設けられた裁定審査会の利用増加が含まれるであろう。この点、公益財団法人生命保険文化センターが発行している『生命保険判例集』の掲載判例件数と裁定審査会への申立件数を年(度)別²に見ると、下表のとおりとなっている³。

年(度)	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
判例	151	137	137	142	139	121	96	109	112
申立て	4	14	16	24	37	25	40	82	122

年(度)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
判例	81	『生命保険判例集』未発行							
申立て	172 ⁴	260	208	202	194 ⁵	312	355	375	324

2011(平成 23)年から先の『生命保険判例集』は未発行であるが、上の件数推移を見る限り、確かに、同判例集の掲載判例件数が減少傾向を辿ることは想像に難くない。そうだとすれば、このことは、すなわち、保険法学界(以下、特に断らない限り、単に学界という)の研究対象が減少するということをも意味する。無論、学界の研究対象は判例だけではない。しかし、それが重要な研究対象の1つであることは疑いようがない。そうすると、学界としては、こうした現実に対し、研究対象の裾野を拓げるべく、何らかの対策を施すことも必要となってくるように思われるのである。これが本稿の問題意識である。

¹ 本稿では、最高裁判例、下級審裁判例の別を問わず、一律に「判例」という語を使用する。また、本稿では、主として生命保険分野の判例を取り扱う。

² 2001(平成 13)年(度)から 2018(平成 30)年(度)まで、『生命保険判例集』の掲載判例件数は年別、裁定審査会への申立件数は年度別。

³ 公益財団法人生命保険文化センターのホームページおよび一般社団法人生命保険協会『SR 報告書 2019』24 頁をもとに、筆者が作成。

⁴ 指定紛争解決機関として業務を実施(一般社団法人生命保険協会・前掲注 3)24 頁)。

⁵ 苦情処理手続きの案内の徹底等、運営を見直し(一般社団法人生命保険協会・前掲注 3)24 頁)。

この点、講学上の保険法の研究領域につき、「私保険に関する法分野としては、保険契約法、保険監督法が主要なものである」⁶ことを前提にした場合、研究対象の裾野を広げる方向性として、ごく単純に言えば、次の2つが考えられる。1つは、大きく増加している裁定審査会への申立事件を研究対象として取り扱うことである。もう1つは、従来、主な研究領域とされてきた保険契約法あるいは保険監督法の枠を少し飛び出し、その周辺の法分野に関する判例を研究対象として取り扱うことである。本稿は、このうちの後者の方向性につき、1つの視点を提示することを目的とする。

もっとも、学界が、これまでの間、こうした事柄について何ら意識してこなかったわけではないことはもちろんである。例えば、山下友信教授は、保険の法的定義に関する文脈ではあるが、前述の引用部分に続けて、「税法をはじめとする様々な法分野で保険という概念が用いられている」⁷と述べる。また、別冊ジュリスト『保険法判例百選』（2010年・有斐閣）に掲載された判例全110件のうち、1件目は租税法に関する事件⁸であり、最後の2件は国際私法（準拠法）に関する事件⁹である。こうしたことからすれば、本稿の問題意識および目的は、学界における従前の努力の単なる後追いに過ぎないかもしれない。しかし、仮に単なる後追いであるとしても、後記I-2の要領に基づいて取り上げる判例は、従来、保険法の学界において必ずしも大きく取り上げられてこなかったように思われることから、この点に本稿の意義を見出しつつ、論述を進めることとしたい。

2. 論述の要領

本稿は、上で述べた目的を踏まえ、周辺の法分野に関する判例として、租税法(II)、競争法(III)、情報法(IV)の各判例を例示する。具体的には、次のとおりである。すなわち、租税法(II)については、相続税法上の権利評価を巡るわが国の一判例(II-1)、一時払終身保険の保険概念該当性を巡るアメリカの一判例(およびこの判例を取り上げたわが国の論稿)(II-2)を取り上げる。競争法(III)については、傷害保険のカルテルを巡る中国の一審決¹⁰を取り上げる。情報法(IV)については、保険会社が監督官庁に対して提出した報告書に関する、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下、行政機関情報公開法という)に基づく開示可否を巡るわが国の一判例を取り上げる。最後に、まとめと残された課題(V)について言及する。

なお、本稿の目的に照らし、あるいは、紙幅の関係上、各判例に関する紹介や考察については限定的なものとならざるを得ない点、あらかじめお断りしておく。

⁶ 山下友信『保険法(上)』6頁(2018年・有斐閣)。

⁷ 山下・前掲注6)6頁。

⁸ 東京地判平成20年11月27日判時2037号22頁、評釈、後藤元「ファイナイト再保険の課税上の取扱い」別冊ジュリスト『保険法判例百選』4～5頁(2010年・有斐閣)。

⁹ 東京地判昭和52年5月30日判時880号79頁、金判542号32頁、評釈、栗田和彦「貨物保険約款の英国法準拠法条項の解釈」前掲注8)220～221頁。神戸地判昭和45年4月14日判タ288号283頁、評釈、増田史子「保険代位の準拠法」前掲注8)222～223頁。

¹⁰ ここでは、わが国の独占禁止法上の概念に倣って「審決」という語を用いているが、正しくは「行政処分」、原語に即してさらに厳密に言えば「行政処罰(行政处罚)」という。

II. 租税法

1. 相続税法上の権利評価を巡るわが国の一判例

ここでは、東京高判平成 26 年 9 月 11 日判時 2242 号 56 頁、金判 1454 号 27 頁を取り上げる。本件は、年金支払特約が付加された死亡給付金請求権(受給権)を相続税法上どのように評価するかが争われたものとして理解することができる。なお、その関連とも言うべき判例として、東京高判平成 26 年 9 月 24 日判時 2240 号 21 頁、判タ 1409 号 148 頁、金法 2010 号 76 頁、金判 1460 号 20 頁がある(各事案の当事者は異なるものの、事実の概要、争点および判旨(原審、控訴審とも納税者勝訴)について、両事案は類似している)。

a. 事実の概要

相続税法(平成 22 年法律第 6 号による改正前のもの。以下、特に断らない限り同様)は、相続税の課税財産として定期金に関する権利を評価する場合の評価について、対象を権利の取得時に給付事由が発生しているものと発生していないものとに分けたうえ(24 条、25 条)、前者のうち有期定期金の価額を、残存期間に応じその間に受けるべき給付金額の総額に一定の割合を乗じて計算した金額と定めていた(24 条 1 項 1 号)¹¹。

本件では、X(原告=被控訴人)が、平成 19 年 3 月 29 日に死亡した A の相続(以下、本件相続といい、上記の日を本件時点という)に係る相続税の申告において、A が加入し、年金支払特約が付加された生命保険(変額個人年金保険)に係る死亡給付金支払請求権(以下、本件受給権という)の価額を、相続税法 24 条 1 項 1 号に従い、有期定期金の残存期間に受けるべき給付金額の総額に所定の割合である 100 分の 20 を乗じて評価し、申告をしたところ、課税庁が、本件受給権には上記規定の適用はないものとして、更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分(以下、それぞれ本件更正処分、本件賦課決定処分といい、併せて本件各処分という)をしたことから、X が本件各処分の取消しを求めた。

原審(東京地判平成 25 年 12 月 19 日)は、本件受給権に相続税法 24 条 1 項 1 号の適用があるものと判断してその価額を認定したうえ、本件更正処分のうち課税価額 9 億 3659 万 8000 円および納付すべき税額 3 億 4045 万 3300 円を超える部分ならびに本件賦課決定処分を違法として取り消したことから、Y(国=被告=控訴人)が本件控訴を提起した。

本件では、前提として次のような事実が認定された。

¹¹ ここでいう「一定の割合」の具体的な内容は、次のとおりであった。

残存期間が 5 年以下のもの	100 分の 70
残存期間が 5 年を超え 10 年以下のもの	100 分の 60
残存期間が 10 年を超え 15 年以下のもの	100 分の 50
残存期間が 15 年を超え 25 年以下のもの	100 分の 40
残存期間が 25 年を超え 35 年以下のもの	100 分の 30
残存期間が 35 年を超えるもの	100 分の 20

(保険契約の締結及び内容等)

Aは、平成16年12月20日、X補助参加人(当時の商号は、B・インシュアランス・カンパニー。以下、単にBという¹²⁾)との間で、Aを被保険者および年金受取人とし、Xを死亡給付金の受取人とする保険料一時払の変額個人年金保険契約(災害10%加算型)(以下、本件保険契約という)を締結し、同日までに、当該保険料3600万円をBに対して支払った。

Aが平成16年12月6日付けで本件保険契約の申込みに当たり提出した変額個人年金保険(災害10%加算型)契約申込書兼告知書(以下、本件保険申込書という)には、契約者自ら受け取る年金に関して、「据置期間」欄の「10年」、「年金種類/年金支払期間・保証期間」欄の「確定年金/20年」にそれぞれ丸印が付されており、死亡給付金に係る年金支払特約に関して、「年金支払特約」欄の「付加します」に丸印が付されているが、同年金支払特約については、年金種類および年金支払期間の指定は行われていない。

(年金支払特約の付加について)

ア Aは、本件保険契約の締結時に、本件保険契約に「年金支払特約」を「付加します」としているところ、その年金支払特約に係る条項(以下、本件特約条項という)の「この特約の趣旨」と題された項にある記載によれば、年金の支払開始日(平成26年12月20日)前にAが死亡したときにBからXに対して支払われる死亡給付金(以下、本件死亡給付金という)を、「年金の方法により支払」うこととなる。

イ 本件特約条項の1条以下によれば、本件保険契約に付加された年金支払特約(以下、本件特約という)の内容は、要旨、次のとおりである。

(ア)本件特約は、保険金等(死亡給付金を含む意味。以下同じ)の支払後である場合を除き、元保険契約申込みの際および元保険契約継続中においては保険契約者の申出により、また、保険金等の支払事由発生後においてはその受取人(以下、保険金等受取人という)の申出により締結する。

(イ)本件特約が締結された場合、保険契約者の申出により本件特約を締結したときには保険金等の支払事由発生時に保険金等の全部または一部を年金基金に充当し、保険金等の支払事由発生後に保険金等受取人の申出により本件特約を締結したときには本件特約の締結時に保険金等の全部または一部を年金基金に充当する。

(ウ)本件特約における年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とする。

(エ)年金の種類は、「保証期間付終身年金」、「確定年金」、「保証期間付夫婦年金」、「定額保証付終身年金」および「保証金額付終身年金」とする。

(オ)確定年金においては、年金基金を一定額の年金に分割して支払い、年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、未払金の現価を一時にその相続人に支払う。

(カ)年金支払開始日は、保険金等の支払事由発生日とし、第2回以後の年金支払日は、毎

¹² 本件(平成26年に判決が下された)には、保険会社であるBがX補助参加人として関与しているものの、公益財団法人生命保険文化センターが発行している『保険事例研究会レポート』では、本件は取り上げられていない。また、I-1で述べたとおり、同センターの『生命保険判例集』は、現在のところ、2010(平成22)年までのものしか発行されていない。

年の年金支払開始日の応当日とする。

(キ)年金は、毎年1回、上記(カ)規定の年金支払日に支払う。

(ク)保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、元保険契約である本件保険契約継続中に限り、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができ、この変更をしたときは、保険証券に裏書きする。

(ケ)保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、元保険契約継続中に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができ、この場合には保険証券に裏書きする。また、確定年金において、年金受取人は、あらかじめ保険契約者の反対の申出がない限り、上記(イ)により年金基金が設定された後いつでも将来に向かってこの特約を解約することができ、年金支払開始日後に年金受取人がこの特約を解約したときは、未払金の現価を一時に支払う。

(本件死亡給付金の支払請求等)

ア Xは、Aの死亡(平成19年3月29日)に伴い、同年7月2日、本件保険契約および本件特約に基づき、Bに対し、年金保険用「年金支払特約(初回請求用)」の年金支払請求書(以下、本件請求書という)を提出した(以下、本件請求書による年金支払請求を本件支払請求という)。Xは、本件請求書において、年金支払の原資となる年金基金への充当額につき「全額」を選択する旨記載したうえで、「年金支払申込内容」として、年金支払期間を36年とする確定年金とする旨を記載した。

イ 本件死亡給付金の金額は4566万8470円であり、同額が年金基金に充当された。そして、上記アのとおり、本件死亡給付金が支払期間36年間の確定年金とされた結果、Xが36年間に受け取るべき年金の総額は6120万8532円、1年間の支給金額は170万0237円となった。

b. 判 旨

Yが、本件受給権は、相続税法24条1項柱書に規定する定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利には該当しない旨を主張したのに対し、XおよびBは、本件受給権がそれに該当する旨を主張したところ、本件控訴審は、次のように述べて、Yの控訴を棄却した(確定)。

「相続税法22条は、「この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価による旨規定しているから、同法第1章の規定によって相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなされる財産についても、当該財産の取得の時における時価によって財産の価額を決定するのが原則である。その上で、同法24条は、取得の時における定期金に関する権利の評価については、その評価が困難であるため、同法22条にいう特別の定めとして、専ら同条が定める方法によって行う旨を規定しているものと解される。

[中略]本件時点において、本件保険契約は定期金給付契約であったことが認められるが、

一方、相続税法 24 条によれば、本件保険契約から生じる本件受給権の価額は年金の種類等が確定しなければ定まらないものであるところ、本件保険契約においては、本件死亡給付金の支払事由が発生した後に X が年金の種類等を指定することが予定されていたものである。このような場合、①契約上同条 1 項所定の権利に当たることは認められるとしても、形式的には、その取得の時に年金の種類等が定まっていない以上、上記の権利には当たらないものとして、又は同項適用の基礎を欠くとして、本件死亡給付金を一時金で受領した場合の額をもって評価するのと、②取得の時よりも後とはいえ当初から予定されている指定がされたことにより第 1 回目からの支払内容が定まった年金の種類等に応じて、同項を適用して又はこれに準じて評価するのと、いずれが取得の時に於ける当該権利の時価の評価として相当かというのが本件における問題である。

確かに、論理的には①のような Y の主張にも理由がないわけではない。しかしながら、そのような解釈は、余りに形式的であって、本件特約のような年金支払特約やそのような定期金給付契約上の権利の評価に関する当事者の合理的な意思及び一般人の通念から懸け離れるものといわざるを得ない(一時金との選択可能性がある場合の問題は、本件改正後の相続税法 24 条 1 項のような定めをすることをもって対処すべきものである。)。本件保険契約は、相続人による年金の種類等の指定によって本件受給権の本件時点における価額が定まることを予定していたものと理解すべきであり、実際に、X は本件指定によって年金の種類等を確定させたものである(なお、X が本件指定を行ったのは平成 19 年 7 月 2 日であり、その後、X は法定申告期限内である平成 20 年 1 月 28 日に本件相続に係る相続税の申告を行ったものである。)。そして、X は第 1 回年金から現にその内容に従った年金の支払を受けているのである。このような事情によれば、本件受給権の本件時点における価額を、本件指定によって確定した年金の種類等を前提として算定することは、本件保険契約が予定する年金の種類等の指定の手續とも整合するというべきであるから、本件時点における本件受給権の価額は、本件指定により確定した年金の種類及び受給期間を基礎として相続税法 24 条 1 項を適用し、又はこれに準じて算定されるべきものと解するのが相当である。」

c. 若干の考察

本件は、課税庁において、年金の方法により支払いを受ける保険金の支払請求権(受給権)の相続税法上の評価の取扱実務を変更する契機をもたらしたという点で、重要な事案である¹³。すなわち、本件で問題となったのは、死亡給付金に関する年金支払特約に関し、保険契約者兼被保険者が年金種類および年金支払期間の指定を行わず、その死亡後、死亡給付金受取人がそれらを決定したという状況において、上の改正前規定の適用が認められるかどうかであり、それまでの課税実務は、その適用を認めていなかった。こうした評価方法は、「簡易であるというメリットをもってはいるが、コンピュータの発達した今日では、それほ

¹³ 佐藤英明「租税法判例の動き」ジュリスト 1479 号『平成 26 年度重要判例解説』201 頁以下(2015 年)203 頁。

ど大きなメリットではない¹⁴。さらに、判旨も上の引用外で指摘するように、「[改正前]規定が設けられた昭和 25 年以来今日までに、金利水準の低下や平均寿命の伸長により、評価額が実際の受取金額の現在価値に比べ非常に低いものとなることが指摘されるなどしていた」のであって、この「評価額」と「実際の受取金額の現在価値」との著しい差が、本件を引き起こしたと言える。判決後、課税実務は、判旨に沿った内容に変更された。

私見は、結論として判旨に賛成するが、上の引用部分中、「そのような解釈は、余りに形式的であって、本件特約のような年金支払特約やそのような定期金給付契約上の権利の評価に関する当事者の合理的な意思及び一般人の通念から懸け離れるものといわざるを得ない」と述べる箇所(原審が述べたものを控訴審も維持)に対しては、理論的にやや疑問が残るものと考えている。すなわち、保険契約者 A が保険会社 B との間で本件特約の付された本件保険契約を締結した結果として、死亡給付金受取人 X に対して定期金給付に関する権利が付与された旨を認定するにあたり、「当事者の合理的な意思及び一般人の通念」を根拠にすることは理解できる。しかし、その権利の評価のあり方を判断するにあたり、こうした概念を持ち出す余地はないように思われる(本件保険契約締結の各当事者の意思がどうであれ、適用されるのは相続税法 22 条でなく 24 条のはずである)。また、権利の評価について、あえて「一般人の通念」を持ち出すとすれば、「コンピュータの発達した今日」¹⁵における「一般人の通念」は、むしろ Y が主張するとおり、「本件死亡給付金を一時金で受領した場合の額」であるとも考えることも不可能ではない。実際、関連判例である前出東京高判平成 26 年 9 月 24 日には、同様の問題意識を窺わせる点が見られる。すなわち、当該判例の原審(東京地判平成 26 年 3 月 7 日)は、同法 24 条適用有無の文脈において、「一般の社会通念に照らし」あるいは「租税に関する法令の解釈が一般の社会通念からかけ離れたものであってはならないことは論を待たないところであり」と述べていたが、控訴審はこれらをいずれも削除した¹⁶。

2. 一時払終身保険の保険概念該当性を巡るアメリカの一判例

ここでは、*Old Colony Trust Co. v. Commissioner of Internal Revenue*, 102 F.2d 380 (1939)を取り上げる。わが国の生命保険会社を取り扱う生命保険契約¹⁷としては、生存(年金)保障と死亡保障が 1 つの契約の中で一体となったものが少なくないところ、本件で問題となった「生命保険契約」についても、終身年金保障と死亡保障が 1 つの契約の中において一体のものとして構成されていた。そして、本件では、後者の保障に基づいて支払われた金

¹⁴ 金子宏『租税法(第 22 版)』677 頁(2017 年・弘文堂)。

¹⁵ 金子・前掲注 14)。

¹⁶ 逆に、渡辺充「判批」判時 2262 号 236 頁以下(2015 年)240 頁は、関連判例である前出東京高判平成 26 年 9 月 24 日に関し、「社会通念的判断を重視した第一審判決の姿勢を筆者は大いに支持したい」と述べる。

¹⁷ 後述するように、この項の論述では、そもそも“生命保険契約”とは何か重要な問題となるが、ここではさしあたり、わが国の生命保険会社を取り扱う商品ないし契約を指すものとして、生命保険契約という語を用いる。これ以降、“生命保険契約”とは何かという論点を含む文脈で用いる場合は、鍵括弧付きの「生命保険契約」という語を用いる。

銭に対して、当時の 1926 年歳入法 302 条 g 項¹⁸が定めていた遺産税に係る非課税枠の適用があるかどうか争われたが、第 1 巡回区連邦控訴裁判所はその適用を否定した。この点に関連して、本件判決、さらには、終身年金保障と死亡保障が別々のものとしてセット取扱いされていた契約が問題となった 1941 年の連邦最高裁判決(本件判決同様、死亡保障に基づいて支払われた金銭に対する非課税枠の適用を否定)¹⁹等を踏まえ、租税法学界から保険法学界に対して「生命保険契約」の意義を問いかける淵圭吾教授の論稿²⁰が存する(詳細は後記 II-2-c 参照)。

a. 事実の概要

イブレット・モルス(Everett Morss)という 63 歳(申告ベース)の人物は、1928 年 8 月 27 日、カナダのサン・ライフ保険会社(Sun Life Assurance Company of Canada)との間で、大要、次のような内容の「生命保険契約(policy)」を締結した。

- ・モルスは、サン・ライフ社に対し、一時払保険料(a single premium)として 4 万 2000 ドルを支払う。
- ・サン・ライフ社は、年金受給者(annuitant)たるモルスに対し、終身、毎年 1400 ドルの年金を支払う。
- ・サン・ライフ社は、モルス死亡時、保険金受取人(beneficiaries, モルスの子 3 名)に対し、(1)4 万ドルに加え、1400 ドルに最後の年金支払時から死亡時までの期間に相当する割合を乗じたもの、あるいは、(2)払込保険料から支払われるはずだった年金の総額を控除したもの、のうち多い方を支払う。

モルスは、上の契約締結から 5 年 4 か月を経過した 1933 年 12 月 27 日に死亡した。これを受けて、サン・ライフ社は、保険金受取人に対し、4 万 0994 ドル 20 セント(うち、元本 4 万ドル、発生した年金 994 ドル 20 セント)を支払った。

¹⁸ 原文および日本語訳は次のとおり。なお、日本語訳は、淵圭吾「租税法における生命保険契約の意義 - 一時払い養老保険・終身保険は相続税法 3 条 1 項 1 号にいう「生命保険契約」なのか? -」金子宏=中里実=J. マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』237 頁以下(2014 年・有斐閣)243 頁に従った。
(原文)

“The value of the gross estate of the decedent shall be determined by including the value at the time of his death of all property, real or personal, tangible or intangible, wherever situated -

(g) To the extent of the amount receivable by the executor as insurance under policies taken out by the decedent upon his own life; and to the extent of the excess over \$40,000 of the amount receivable by all other beneficiaries as insurance under policies taken out by the decedent upon his own life.”

(日本語訳)

「故人の総遺産の価値は、不動産・動産、有形・無形を問わず、故人の死亡時における全財産を含むものとして決定される。

(g) 故人が自らの生命についてかけていた生命保険契約に基づき遺産管理人が保険金として受け取るべき額; 故人が自らの生命についてかけていた生命保険契約に基づき故人以外の保険金受取人が保険金として受け取るべき額のうち 4 万ドルを超える部分」

¹⁹ *Helvering v. Le Gierse*, 312 U.S. 531 (1941).

保険法学界で、この 1941 年連邦最高裁判決に言及した論稿として、梅津昭彦「米国における生命保険規制 - 金融商品としての『保険』概念 -」文研論集 83 号 139 頁以下(1988 年)がある。なお、本稿は、主に 1939 年に出された本件判決を取り上げたが、先例としての参照価値は、圧倒的に 1941 年連邦最高裁判決の側にある点(淵・前掲注 18)239、252 頁)、留意を要する。

²⁰ 淵・前掲注 18)。

遺産管理人(executor)ら申立人は、当時の 1926 年歳入法 302 条 g 項に基づき、4 万ドルを非課税枠と取り扱って遺産税(estate tax)の申告を行ったが、課税庁は、上の契約が、非課税枠の適用を受ける保険契約(a policy of insurance)でなく年金契約(an annuity contract)であるとして、申立人による非課税枠適用を否認した。

こうした課税庁の判断について、租税訴願庁(the United States Board of Tax Appeals)も正当と認めたことから、申立人が上訴したのが本件である。

b. 判 旨

争点は、上の契約が、「生命保険契約なのか、それとも、年金ないし投資契約なのか(whether the contract described above was a contract of life insurance or an annuity or investment contract)」ということであり、第 1 巡回区連邦控訴裁判所は、大要、次の趣旨を述べて租税訴願庁の判断を維持した。

- ・ 保険契約(a contract of insurance)とは、一般に、一方当事者が、他方当事者に生じた特定の不慮の出来事あるいは災厄(a specified contingency or peril)による損失(loss) (これらはリスク(risk)と呼ばれる)の補償を引き受けるものである。生命保険契約(life insurance)の場合、その不慮の出来事とは、被保険者の死亡である。しかし、本件契約(the contract)は、生命保険契約としての必須の要素(essential requisites)を示していない。すなわち、保険会社は、誰かの損失の補償を引き受けているわけではなく、被保険者の死亡という出来事は、元本返済の時期および相手方を決定するに過ぎない²¹。
- ・ 申立人は、この「生命保険契約(policy)」が年金の特徴(an annuity feature)と生命保険の特徴(a life insurance feature)を併せ持っているのであって、被保険者の死亡に伴って基本金額(principal sum)の支払いを約定している限りにおいて、それは生命保険契約(a contract of life insurance)であると主張する。しかし、この主張は正しくない。なぜなら、保険会社の負う債務(obligations)は投資の特徴(the investment feature)が支配的であり、これが本件契約(the contract)の性質(character)を決定しているからである²²。

c. 若干の考察

本件判決は、終身年金保障と死亡保障を併せ持つ一時払終身保険から支払われた死亡保険金につき、当時の 1926 年歳入法 302 条 g 項が非課税枠適用要件として定めていた保険概念、より具体的には、the amount receivable (by all other beneficiaries) as insurance under policies の該当性を否定した。従来、保険かどうかの区別に関するわが国の議論の具体例としては、自家保険・キャプティブ、ファイナイト保険等が挙げられてきたように思

²¹ 102 F. 2d 382.

²² 102 F. 2d 383.

われるが²³、本件判決の特徴は、一時払終身保険(から支払われた死亡保険金)という、保険であることが一見自明とも言えそうな存在の保険概念該当性を否定した点に求められる。つまり、本件判決は、保険概念該当性につき、形式的な議論でなく、あくまでも実質的な議論に基づいて評価したものと理解することができる。

この点、保険の概念ないし定義に関する実質的な議論は、わが国にも従来から存在するものの²⁴、「保険の定義として普遍的に承認されているものはない」²⁵とされる。しかし、例えば、山下友信教授は、改正前商法の下での議論における保険の定義につき、その要素を、①一方当事者の金銭の拠出(保険料)、②他方当事者の偶然の事実の発生による経済的損失を補てんする給付(保険給付)、③この①と②が対立関係に立つ、という3つに整理したうえ、②の中に保険契約者から保険者へのリスクの移転を読み込んでいる²⁶。こうした観点からすれば、本件判決とわが国の実質的な議論との間には、一定の親和性が認められるようにも思われる。そして、前述したように、淵教授は、租税法学界から保険法学界に対して、次のような問いかけを行っている²⁷。

[中略]アメリカでは人の死亡を保険事故とする保険が生命保険とされるのに対して、日本では「人の生存又は死亡」が保険事故であるような保険契約が「生命保険契約」とされる(保険法2条8号)。「中略」人は、生存しているか死亡しているかどちらかであるから、「被保険者」の生存と死亡の両方が保険事故とされる場合には、結局のところ「被保険者」は移転すべきリスクを持ち合わせていないと言えるかもしれない。「中略」にもかかわらず、こうした契約が「保険契約」しかも「生命保険契約」とカテゴライズされているのである。

[中略]学問的な認識を行う法学研究においては、・・・規制当局の立場とは独立に、法的な概念を厳密に定義してしかるべきであるように思う。「保険契約」や「生命保険契約」についても、それらが何を意味するかについて、保険法独自の問題として、しっかり検討するべきではないか。そして、保険契約と年金契約ないし定期金契約との関係を理論的に整理するべきではないだろうか。

このように述べたのは、租税法の規定が私法上の概念を用いている場合に、それらを解釈するに際しては、それらが原則として私法の世界における意味内容を参照しているものと考えざるをえないからである。[以下略]

以上のように、日本の相続税法の解釈論としては私法上の概念の意味内容が参照されると解さざるをえないため、保険法における「保険契約」・「生命保険契約」といった概念につき機能的見地から厳密な定義を与えてもらうことを祈るしかない。[以下略]

淵教授が述べる「日本の相続税法(の解釈論)」とは、同法3条1項1号にいう「生命保険

²³ 山下・前掲注6)15～21頁。

²⁴ 例えば、平成21年度日本保険学会大会の共通論題は、「保険概念の再検討」であった(保険学雑誌609号所収の太城裕二、家森信善、安井敏晃、大倉真人、後藤元の各論稿を参照)。

²⁵ 山下・前掲注6)3頁。

²⁶ 山下・前掲注6)7～9頁。

²⁷ 淵・前掲注18)253～255頁。

契約」が「保険業法・・・第2条第3項・・・に規定する生命保険会社と締結した保険契約・・・その他の政令で定める契約をいう」と定義されている部分を指しているものと考えられる²⁸。現状、この定義は主として形式的側面から構成されているため、上で述べたような実質的な議論が進展しなければ租税実務あるいは保険実務に対して直接的な支障が及ぶということには必ずしもならないものの、淵教授の問いかけについては、保険法学界としても、学問的見地から十分留意しておく必要があるように思われる。

Ⅲ. 競争法

ここでは、傷害保険のカルテルを巡る中国の一審決を取り上げるが(Ⅲ-2)、それに先立って、中国の独占禁止法(反壟断法)(以下、単に中国独禁法という)の概要につき、本稿に必要となる限りで説明する(Ⅲ-1)。

1. 中国独禁法の概要²⁹

中国独禁法は、2007年8月30日に制定公布され、2008年8月1日より施行された³⁰。施行日を基準にすると、約11年が経過したところである。

世界の競争法は大きくアメリカ型(裁判と判例中心の法体系)とEU型(行政と行政ルールの法体系)に分けられるところ、中国独禁法はEU型であるとされる(なお、わが国の独禁法はアメリカ型である)³¹。その中国独禁法は、全8章、57か条で構成されており³²、具体的には次のような章立てとなっている。すなわち、第1章・総則、第2章・独占合意、第3章・市場支配的地位の濫用、第4章・企業結合、第5章・行政権力の濫用による競争の排除又は制限(以下、行政独占という表現を用いる)、第6章・独占行為に対する調査、第7章・法律責任、第8章・附則、である³³。

このうち、Ⅲ-2で主に問題となる第2章・独占合意は、禁止行為として、①価格の固定又は変更、②生産又は販売数量制限カルテル、③市場分割、等の競争事業者間の水平合意(13条)と再販売価格の固定等の取引事業者間の垂直合意(14条)を例示し(なお、15条は、これらに対する適用免除要件を定めている)、さらに、事業者団体によるこれらの独占合意の組織も禁止する(16条)³⁴。そのうえで、事業者によるこれらの独占合意に対する法律責任につ

²⁸ また、相続税法施行令1条の2を参照。

²⁹ 中国独禁法につき、具体的事例を含め、その全体像を概説する論稿として、川島富士雄「連載講座 中国独占禁止法 - 法運用と競争政策の行方 - (第1回～第12回)」公正取引805号48頁以下、806号23頁以下(以上、2017年)、807号62頁以下、808号35頁以下、809号52頁以下、811号73頁以下、812号54頁以下、813号52頁以下、814号57頁以下、816号58頁以下、817号61頁以下、818号33頁以下(以上、2018年)がある。本稿Ⅲ-1の論述についても、同論稿に多くを負っている。

³⁰ 川島・前掲注29)第1回48頁。

³¹ 岸井大太郎=大槻文俊=和田健夫=川島富士雄=向田直範=稗貫俊文『経済法 - 独占禁止法と競争政策 - (第8版補訂)』(2019年・有斐閣)462頁[稗貫執筆]。

³² 川島・前掲注29)第1回50頁。

³³ 川島・前掲注29)第1回50～51頁。

³⁴ 川島・前掲注29)第1回51頁。より詳しくは、川島・前掲注29)第5回52～54頁。

き、第7章の46条1項は、行政上の執行手段として、①排除措置命令、②違法所得の没収、③制裁金(前年度売上高の1~10%の範囲で(46条1項)、違法行為の性質、程度及び持続した時間等の要素を勘案して裁量的に決定(49条))を定めている³⁵。

なお、第5章・行政独占は、欧米や日本で見られない規定であり、その禁止対象は、行政機関等による①購入先指定等(32条)、②商品の地域間自由流通の妨害(33条)、③差別的品質要求等による地域外事業者による入札への参加の排除又は制限(34条)、④不平等待遇等による地域外事業者の当該地域での投資又は支店設立の排除又は制限(35条)、⑤事業者に対する本法の規定する独占行為の強制(36条)、⑥行政権力の濫用による競争排除又は制限的規定の制定(37条)である(このうち、②から④は、地域保護主義あるいは地域封鎖と称される)³⁶。中国において、こうした禁止行為が定められることとなった背景は、概ね次のようなものである。すなわち、改革開放政策の方針を打ち出した1978年中国共産党第11期3中全会のコミュニケは、経済管理体制に関する中央政府への権限集中という問題を踏まえて、地方に経営管理自主権を委譲する等の対応を行ったが、こうした対応には、地方による分割あるいは地域封鎖を助長するというマイナス効果も生じたことから、その対策として、違法な行政独占という考え方が導入されたのであった³⁷。

2. 傷害保険のカルテルを巡る中国の一審決³⁸

ここでは、具体的に、中国太平洋人寿保険等12社による建設工程傷害保険の市場分割カルテル事件(湖北省工商行政管理局・競争執法公告2015年第13号³⁹)を取り上げる。

a. 事実の概要

中国太平洋人寿保险股份有限公司湖北分公司(以下、当事会社という)は、湖北省において人寿保険、健康保険、傷害保険等の保険業務等を営んでいた。

2008年1月1日、当事会社は、泰康人寿保险股份有限公司湖北分公司等の同業他社11社(以下、単に11社という)および武漢建築安全技術相談センター(以下、単に相談センターという)と「建設工程傷害保険⁴⁰にかかる共同保険協議書(建设工程意外伤害保险共保协议书)」(以下、この共同保険のことを本件共同保険、この協議書のことを本件協議書という)に共同で調印し、これによって「武汉市建设工程人意險共保体」(以下、本件共保体という)が成立した。本件協議書の主な内容は次のとおりであった。

³⁵ 川島・前掲注29)第1回51頁。より詳しくは、川島・前掲注29)第5回56~57頁。

³⁶ 川島・前掲注29)第1回51頁。

³⁷ 陳曉菊「中国における行政独占の法規制(一)」名古屋大学法政論集263号289頁以下(2015年)299~301頁。

³⁸ 「審決」という語について、前掲注10)参照。以下、「行政処分」という語を用いる。

³⁹ 行政処分決定書(行政処罰決定書)の原文については、以下のURLを参照(非価格独占合意に関する当時の独占禁止法執行機構(中国独禁法10条1項参照)であった国家工商行政管理総局のURLが参照できなくなったため、北京盈科律師事務所のURLを引用。なお、2018年4月から、独占禁止法執行機構は、新設された国家市場監督管理総局によって担われている(川島・前掲注29)第12回37~38頁))。

http://www.antimonopolylawyer.com/show_news.aspx?d=687

⁴⁰ あらためて後述するが、日本の保険法の分類に照らすと、この建設工程傷害保険は「傷害疾病定額保険契約」(同法2条9号)に属するものと考えられる。

- ・当事会社(甲)を首席保険者、11社(乙)を一般共同保険者、相談センター(丙)を本件共同保険管理責任者とする。
- ・共同保険者は甲乙双方、保険契約者は武漢市直轄の建設工程に携わる企業、被保険者は当該各企業の作業員のうち18～65歳の者とする。また、丙は、本件共同保険にかかる安全専門技術サービスを提供する。
- ・本件共同保険の原則は、統一標準、統一管理、密接協力、規範経営、比例分配、リスク共担、費用分担、利益均等受領とする。
- ・引受保険額は、甲12%、乙各8%とする。
- ・甲は、保険料収納、保険証券発行等の事務を一括して遂行したうえ、毎月乙の各振込口座に保険料を振り込む。
- ・乙は、甲に対し、管理費用として収入保険料の5%相当額を支払い、甲乙双方は、丙に対し、サービス費用として収入保険料総額の25%を支払う。
- ・甲は、損害調査や保険金支払いの事務を遂行する。ただし、最終的な保険金の負担については、引受保険額比例とする。
- ・本件共同保険にかかる連携システムを構築し、定期的に共同保険会議を開催し、必要に応じて本件共保体に存する問題を研究する。

また、本件共保体の各当事者は、「共保服务奖励与处罚的自律公约」等の一連の管理制度を制定し、これらは、相談センターによる指導・監督の下で執行された。なお、こうした中、相談センターは、武漢市建設委員会に関する公共事務を管理する職能を有する組織⁴¹となるに至っていた。

その後、この建設工程傷害保険への加入は、建築業者が「施工許可証(施工许可证)」を得るための前提条件とされることとなった。

b. 当事会社に対する行政処分理由

1. 共同保険は、保険業界において広く用いられる一種のリスク分散手法である。この点、法律によって認可されている共同保険は、ある保険会社が単独で保険を引き受けるにはリスクがあまりにも大きい人工衛星(卫星发射)保険等、その具体的な内容があらかじめ決められているのであって、これらは、競争回避行為に当たらない。しかし、当事会社においては、保険契約者と保険契約を締結する前に、建設規模、施工難易度、施工人員数について不知のため、事故発生蓋然性を予測することは難しく、そのリスクも判断しがたいことから、他社と協力して共にリスクを分担し、共に利益を享受する必要性は存しない。本件共保体は、法律によって認可された共同保険ではない。本件共同保険行為(共保行為)は、保険会社全12社が武漢市直轄の建設領域に入り込み、競争による損害を回避しつつ各社が利益を確保したいという目的の下に行われたのであって、これは、

⁴¹ 中国独禁法 32～36 条参照。

競争回避行為に当たる。

2. 当事会社および 11 社はいずれも、傷害保険の引受資格を有する会社であるところ、それぞれの会社は競争関係にある。当事会社は、11 社および相談センターと協議して本件共保体を成立させることにより、武漢市管理の建設工程領域における傷害保険市場の分割を実行した。こうした行為は、当該領域における保険業務の正常競争秩序を乱し、建築業者や他の保険会社が当該市場に参入する利益を損なうものであって、最終的には消費者の利益を損なうものである。さらに、2011 年に改正された建築法(建筑法)は、傷害保険への加入を必須から奨励(鼓励)に改め、各企業が当該保険に加入するかどうかを選択することができることとした状況において、当事会社が、当該保険への加入につき、建築業者が施工許可証(施工许可证)を獲得するための前提条件としたのは、法律の規定を無視するものであって、市場の公平競争システムを大きく歪曲した。

以上のとおり、当事会社および 11 社の行為は、中国独禁法 13 条 1 項 3 号に違反する。したがって、同法 46 条 1 項に基づき、当事会社を以下のとおり処分する。

c. 当事会社に対する行政処分決定

1. 本件における違法行為をただちに停止せよ。
2. 本件共同保険にかかる違法所得 91.40 万元を没収する。
3. 制裁金として、2013 年度の保険料収入額 108.90 万元の 6%にあたる 6.53 万元を支払え。

d. 若干の考察

本件⁴²は、人寿保険会社による建設工程傷害保険の市場分割カルテル事件である。2018 年 5 月に公表された川島富士雄教授の論稿⁴³によれば、保険を巡る市場分割カルテル事件が計 8 件存在する。そのうち 6 件は、地方の保険業協会が組織した事案、残りの 2 件は、人寿保険会社が組織した事案であり、本件は後者のうちの 1 件である(後者の他の 1 件は、江西省工商行政管理局・競争執法公告 2016 年第 1 号事件⁴⁴である)。以下、順に考察する。

第 1 に、本件で問題となった建設工程傷害保険は、太平洋ホールディングス⁴⁵のホームページ⁴⁶によれば、傷害保障だけでなく、疾病保障も兼ね備えているようであり(普通伤害+突发疾病)、日本の保険法の分類に照らすと、「傷害疾病定額保険契約」(同法 2 条 9 号)に属す

⁴² 本件の評釈として、Dr. Zhan Hao & Song Ying, Chinese Antitrust Agency Imposes Fines for Coinsurance(以下の URL を参照)。

http://www.mondaq.com/redirection.asp?article_id=471420&company_id=24920&redirectaddress=http%3A//en.anjie.law.com/downloadRepository/d418f17f-16d0-4737-aae4-9bf5b82a8d5f.pdf

⁴³ 川島・前掲注 29) 第 6 回 77~78 頁(表 2)。

⁴⁴ 行政処分決定書(行政処罰決定書)の原文については、以下の URL を参照(注 39)と同様の理由により、個人図書館の URL を引用)。

http://www.360doc.com/content/16/1006/14/9851038_596166756.shtml

⁴⁵ 太平洋人寿はこの傘下に位置する会社である。

⁴⁶ <http://www.cpic.com.cn/c/2017-12-15/1254292.shtml>

るものと考えられる。

第2に、市場分割カルテルという手段については、次のように分析することができるものと思われる。すなわち、まずもって、人口世界の中国における保険市場の規模および成長度は極めて大きい。例えば、中国最大手の中国人寿の2017年末主要指標を見ると、総資産46.8兆円、収入保険料8.2兆円、基礎利益8520億円である⁴⁷。一方、わが国の日本生命保険相互会社(2017年度連結ないしグループ)の場合、それぞれ74兆3925億円、5兆4220億円、7227億円という状況⁴⁸であるから、総資産の面では日本生命が上回っているものの、収入保険料や利益の面では既に中国人寿が上回っている。さらに、主な人壽保険会社の既契約者数は、中国人寿4億人(2015年度末)、中国平安5200万人(これ以外に法人206万社)、太平洋ホールディングス1億1153万人、新華人壽2966.4万人(これ以外に法人4.3万社)という状況⁴⁹で、まさに桁違いであると言える。こうした中、筆者としては、市場分割カルテルという手段は、原則として、“保険制度の健全性確保に相反する不合理なもの”であると考えている。なぜなら、当該手段は、自社の引受範囲ないし担当領域以外の顧客に対し、100%の確率で自社の保険商品を販売することができないということを含意するのであって、こうした事態は、保険群団の規模や成長という保険制度の基本的要請に矛盾すると考えられるからである。それにもかかわらず、当事者たる各保険会社が市場分割という手段を採用した、あるいは、採用することができたのは、必要性の観点から、「保険会社全12社が武漢市直轄の建設領域に入り込み・・・たい(12家保険公司都想介入市直建設領域)」という目的を有していたためではないか、あるいは、許容性の観点から、各保険会社が、こうした手段を採用しても大数の法則に反しない程度の多くの既契約者数を抱えているためではないかと考えられる。言い換えれば、少なくとも後者の観点からは、本件カルテルは中国の保険市場だからこそ採用可能であったということになる。現に、中国以外の国で見られる保険カルテルは、市場分割カルテルでなく、ほぼ共通して、価格カルテル(保険料率カルテル)⁵⁰であるように思われる⁵¹。例えば、EU主要加盟国であるドイツについて、ある論稿は、「19世紀後半の時点で、ドイツの保険事業者団体は、それぞれ分野別に創設されていたとされる。各保険事業者団体は、特に会員各社の利益を確保する目的の下に、共同の最低保険料、団体としてのタリーフの設定(Verbandstarife：つまり、Prämienkartelle(保険料カルテル))、そして、共通の取引約款の作成などに注力していた」⁵²と述べる。アジアに目を向けると、ベトナムでは、2010年7月、自動車保険料の価格カルテルについて、ベトナム国内の損害保

⁴⁷ 住友生命調べ。なお、中国人寿保険市場を分析した論稿として、例えば、藤田圭一「開放に向かう中国生命保険市場」PRI Discussion Paper Series (No.18A-06) (2018年・財務省)。

⁴⁸ 日本生命保険相互会社ホームページ。

⁴⁹ 住友生命調べ。

⁵⁰ 価格カルテル(保険料率カルテル)は、保険群団の規模や成長に対して直接的に影響を及ぼさず、各社の営業努力によって他社を上回る営業成績(=規模、成長)を挙げ得る手段とすることができる。

⁵¹ 川島・前掲注29)第6回79頁(表3)によれば、中国でも、浙江省自動車保険料率等カルテル事件(発改委行政処罰決定書[2013]4、7~29号)(2013年12月30日決定)という価格カルテル事件が見られている。

⁵² 佐藤雅俊「EU法によるドイツの「保険カルテル法」の改正への動因について」生命保険論集196号85頁以下(2016年)87頁。

険会社 19 社に対して総額 17 億ベトナムドンの制裁金が課された事例が見られている⁵³。さらに、韓国につき、ある論稿は、2007 年 6 月 14 日、損害保険業界の料率談合に関して、同国公正取引委員会の全員会議の議決により、同国内の損害保険会社 10 社に対して総額 508 億ウォンの課徴金が課された事例に言及している⁵⁴。そして、わが国においても、保険カルテルの事例が見られている。すなわち、最三判平成 17 年 9 月 13 日民集 59 卷 7 号 1950 頁は、日本機械保険連盟が行った保険料率カルテルに関し、同連盟に加入していた損害保険会社 21 社に対して課徴金が課された事例を取り扱っているのである(なお、当該事案の争点は、課徴金額の算定の基礎となる売上額の意義であった⁵⁵)。

第 3 に、本件市場分割カルテルの違法性について、ごく簡単に考察する。本件は、武漢市の建設工程傷害保険という関連市場において、市場分割⁵⁶(中国独禁法 13 条 1 項 3 号)という競争回避⁵⁷の手段を用い、同条 2 項にいう「競争を排除し、又は制限する」違法な独占合意が行われたものと認められる。すなわち、本件共同保険は、保険契約者たる企業の側でなく、専ら当事者たる各保険会社の側の事情ないしイニシアティブにより、「統一標準、統一管理、密接協力、規範経営、比例分配、リスク共担、費用分担、利益均等受領」(太字および下線は筆者による)という原則の下に実行された。他方、本件共同保険が同法 15 条で定められた適用免除要件のいずれにも該当しないことは明らかである⁵⁸。したがって、本件行政処分が、その理由第 1 項で述べたところに従い、本件市場分割カルテルについて同法 13 条 1 項 3 号該当性を認定した点、妥当な判断であったと考えられる。

第 4 に、本件で登場する武漢建築安全技術相談センターは、武漢市建設委員会に関する公共事務を管理する職能を有する組織となるに至っていたことから、本件は行政独占事件⁵⁹としての性格も併せ持っている。本件は、こうした意味においても、中国独禁法の特徴が色濃く出た事案であったと言えよう。

IV. 情報法

ここでは、保険会社が監督官庁に対して提出した報告書に関する、行政機関情報公開法に基づく開示可否を巡るわが国の一判例を取り上げるが(IV-2)、それに先立って、わが国の行

⁵³ 経済産業省『新興国等における競争当局の執行状況に関する調査報告書』67 頁(2017 年)。

⁵⁴ 池光雲「保険業に対する公正取引法の適用除外法理に関する小考 - 米国・日本・韓国の比較を中心に -」関西大学法学研究所ノモス 29 号 143 頁以下(2011 年)144 頁。

⁵⁵ 岡田豊基「損害保険料率カルテルを巡る課徴金の算定における売上額の意義」神戸学院法学 36 卷 3・4 号 25 頁以下(2007 年)。

⁵⁶ 市場分割カルテルがハードコアカルテルに含まれるという理解は、国際的にも共有されている(公正取引委員会競争政策研究センター「非ハードコアカルテルの違法性評価の在り方」7 頁[泉水文雄執筆])。

⁵⁷ 独占禁止法違反行為は、競争回避型の行為と競争排除型の行為に分けられることがあるが(岸井=大槻=和田=川島=向田=稗貫・前掲注 31)10~11 頁[岸井執筆])、本件行政処分がその理由第 1 項で明示しているように、本件は前者に当たる。

⁵⁸ 宮川裕光『米国・EU・中国 競争法比較ガイドブック』(2010 年・中央経済社)97~99 頁は、少なくとも条文上、価格カルテルや市場分割カルテル等の水平的独占合意に対しても同法 15 条が適用される余地がある旨を述べる。

⁵⁹ この行政独占事件が別件処理されている旨は、本件行政処分決定書から読み取れるものの、当該別件の詳細については公表されていない。

政機関情報公開法、比較法として若干後述するイギリスの 2000 年情報自由法(Freedom of Information Act 2000)の各概要につき、本稿に必要となる限りで説明する(IV-1)。

1. わが国の行政機関情報公開法およびイギリスの 2000 年情報自由法の概要

a. わが国の行政機関情報公開法の概要

行政機関情報公開法は、国民主権の理念にのっとり、政府がその活動に係る説明責任を果たすとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的として(1 条)、何人にも、行政機関⁶⁰の長に対する行政文書⁶¹の開示請求権を付与している(3 条)。開示請求を受けた行政機関の長は、原則として、その請求に係る行政文書の開示義務を負うが(5 条)、以下に例示する情報(以下、不開示情報という)が記録されている場合には、全部不開示(5 条)または一部開示(6 条)とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの等(5 条 1 号)
- (2) 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(5 条 2 号イ)等
- (3) 国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(5 条 6 号)

ただし、当該行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、行政機関の長は、公益上の理由による裁量的開示を行うことができる(7 条)。逆に、当該行政文書の存否を答えることが不開示情報の開示となる場合、行政機関の長は、その存否応答の拒否を行うことができる(8 条)。

b. イギリスの 2000 年情報自由法の概要

2000 年情報自由法についても、何人にも情報開示請求権(right of access to information)が付与されており、一定の不開示事由(exemptions)に該当しない限り、開示請求を受けた公的機関(public authority)⁶²がその請求に係る情報の開示義務を負う(1 条 1 項)という法構造は、行政機関情報公開法と大きく変わらない。しかし、不開示事由の定め方は、両者で異なっている。すなわち、行政機関情報公開法の不開示情報該当性は、5 条各号による、いわば一段階テストによって判断されるのに対し、2000 年情報自由法の不開示事由は、絶対的不開示事由(absolute exemption)と相対的不開示事由の 2 つに区分されたうえ、後者については、「諸般の事情に鑑み、当該情報を不開示とすることの公共の利益が当該情報を開示することの公共の利益を上回るとき」(2 条 2 項 b 号)⁶³に該当して初めて不

⁶⁰ 定義について、2 条 1 項参照。

⁶¹ 定義について、2 条 2 項参照。

⁶² ここでいう公的機関には、行政機関情報公開法と異なって、行政機関のほか、裁判所や議会も含まれるという建前が取られている。

⁶³ 日本語訳は筆者による。原文は次のとおり。

“in all the circumstances of the case, the public interest in maintaining the exemption outweighs the public interest in disclosing the information.”

開示相当とされることから、後者は、いわば二段階テストによって判断される。IV-2 では、法人に関する情報の不開示情報該当性を検討することとなるが、2000 年情報自由法は、法人に関する情報、具体的には、商業上の利益 (commercial interests) として 43 条 2 項が定める不開示事由⁶⁴を後者に位置付けている。

2. 保険会社が監督官庁に対して提出した報告書の開示可否を巡るわが国の一判例

ここでは、具体的に、東京地判平成 21 年 5 月 21 日判例集等未登載⁶⁵を取り上げる。本件において開示可否が争われた行政文書は、当時の保険金支払問題に関連し、各保険会社が監督官庁に対して提出した報告書である。

a. 事実の概要

本件は、X(原告)が、平成 18 年 12 月 11 日、処分行政庁(金融庁)に対し、行政機関情報公開法(以下、判旨引用部分においては、単に情報公開法という)に基づいて 3 件の行政文書の開示請求をしたところ、開示請求対象文書にはそれぞれ同法 5 条 1 号本文、2 号イおよび 6 号に該当する不開示情報が記録されているとして、いずれも不開示とする決定を受けたことから、この各不開示決定(ただし、異議決定により取り消された後のもの)は違法であると主張し、Y(国)を相手取って、これらの取消しを求めた事案である。

上という 3 件の行政文書とは、概ね次のような内容であった。

(ア)平成 17 年 10 月 28 日付け A1 生命保険会社に対する行政処分についてのうち、支払いがされていない保険金等に関する個別具体的で詳細な事例内容およびこれに関する一切の資料

(イ)平成 18 年 7 月 26 日における A2 生命保険会社に対する行政処分のうち、告知義務違反により会社が、保険契約を解除できる期限を経過したにもかかわらず、事故者が解除期日を改ざんし、解除期限後に保険契約を不正に解除していたことに関する個別具体的な詳細な事例内容およびそれに関する一切の資料

(ウ)平成 18 年 6 月 21 日における A3 損害保険会社に対する行政処分の、個別具体的な詳細な事例内容およびそれに関する一切の資料

これに対し、処分行政庁は、各開示請求対象文書を次のように特定したうえ、平成 19 年 1 月 9 日、上の各規定を根拠として不開示決定を行った。

(ア)A1 に対する検査に係る平成 17 年 8 月 8 日付け検査結果通知に対する A1 からの改

⁶⁴ 原文および日本語訳(訳は筆者による)は次のとおり。

(原文)

“Information is exempt information if its disclosure under this Act would, or would be likely to, prejudice the commercial interests of any person (including the public authority holding it).”

(日本語訳)

「本法に基づいてある情報を開示することが、第三者(当該情報を保有する公的機関を含む)の商業上の利益に損害を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合には、当該情報は不開示情報とする。」

⁶⁵ 本件の評釈として、大林啓吾・季報情報公開・個人情報保護 35 号 39 頁以下(2009 年)。

善報告書(以下、本件行政文書 1 という)および「保険金等支払管理態勢の実態把握及び不払事案に係る再検証」に係る保険業法 128 条 1 項に基づく報告徴求命令に対する A1 からの報告書(以下、本件行政文書 2 という)

(イ)A2 より提出のあった平成 18 年 7 月 26 日付け行政処分に係る不祥事件届出書(以下、本件行政文書 3 という)および同届出書に係る保険業法 128 条 1 項に基づく報告徴求命令に対する A2 からの報告書(以下、本件行政文書 4 という)

(ウ)A3 に対する検査に係る平成 18 年 4 月 6 日付け検査結果通知に対する A3 からの改善報告書(以下、本件行政文書 5 といい、本件行政文書 1 ないし 5 の各文書を併せて、本件各行政文書という)

X は、平成 19 年 3 月、上の各不開示決定を不服として、処分行政庁に異議申立てを行った。これを受け、処分行政庁は、平成 19 年 6 月 1 日、情報公開・個人情報保護審査会への諮問(行政機関情報公開法 18 条参照)を行った。同審査会は、平成 20 年 11 月 27 日、概ね次の内容に限って開示を妥当とする旨の答申(以下、本件答申という)をし、処分行政庁は、平成 21 年 1 月 23 日、本件答申に沿った決定を行った。

- ・本件行政文書 1 のうち、改善報告書の表紙
- ・本件行政文書 2 のうち、報告書の表紙および資料の一部(本稿では詳細省略)
- ・本件行政文書 3 のうち、不祥事件届出書の様式部分
- ・本件行政文書 4 のうち、報告書の表紙
- ・本件行政文書 5 のうち、改善報告書の表紙および資料の一部(本稿では詳細省略)

b. 判 旨

本件の争点は、上の各不開示決定(ただし、異議決定により取り消された後のもの)の適法性であり、特に、不開示とされた情報に係る行政機関情報公開法 5 条 1 号本文、2 号イおよび 6 号該当性が問題となった。裁判所は、本件各行政文書に係る X の請求を棄却した。以下、紙幅の関係上、判旨のうち、本件行政文書 3 かつ同法 5 条 2 号イに関する部分のみ引用する。

「ア 本件行政文書 3 の記録内容

(ア) 本件答申によれば、本件行政文書 3 の本件不開示部分には、特定保険会社の自主的な調査に基づき発生した不祥事件に係る非公表の事故者の氏名、事故の概要、事故発生原因の分析・問題意識、再発防止策等の内容が記録されていることが確認されている。

(イ) そして、[中略]本件行政文書 3 は、内閣総理大臣等の監督事務の端緒となる情報を提供するために、保険会社が義務付けられている不祥事件が発覚した旨の届出書(不祥事件届出書)であるところ、証拠及び弁論の全趣旨によれば、金融庁の指定に係る「不祥事件届出書」の所定の様式には、**㊦**表題(不祥事件届出書)及び**㊧**あて名(金

融庁長官)が定型文言で印刷され、㉔文書番号、㉕作成年月日、㉖保険会社名及び代表者名(印影を含む。)、㉗保険会社名、㉘事故発生支社・支部名等、㉙代理店名(店主名)及び委託状況、㉚事故者の役職名及び氏名(生年月日及び年齢)、㉛(事故者の)入社年月日、㉜法令違反の該当規定(法令に違反しない場合は理由)、㉝届出の根拠規定(規則)、㉞保険会社が不祥事件の発生を知った日、㉟発生期間、㊱事故金額(うち実損見込み)、㊲発覚の端緒(日付を含めて記載する)、㊳事故の概要、㊴事故の調査・解明の状況、㊵事後措置、㊶事故発生原因の分析・問題認識等、㊷再発防止策、㊸処分内容(事故者・関係者)、㊹備考の各名称が付された記入欄が設けられていることが認められ、[中略]本件行政文書3は、A2の本社の事故者の不正な事務処理(保険契約の不正解除及び保険金等の支払に係る遅延利息の過少支払)が発覚した旨を届け出たものであることからすれば、㉙(代理店名(店主名)及び委託状況)欄に記録があるとは考え難く、特記事項がなければ㊹(備考)欄には記録がされないと考えられることからすれば、上記㉙及び㊹の各欄に記録はなく、その他の各欄には、A2における上記の保険金等の不適切な不払の事案に関し、おおむね各欄の名称に沿った情報が記録されているものと推認される。

イ 情報公開法5条2号イ該当性

(ア) 本件行政文書3には、上記アのとおり、㉙及び㊹の各欄を除く各欄には、おおむね各欄の名称に沿った情報が記録されていると推認されるどころ、これらの情報は、いずれも、A2において保険金等の不適切な不払が発覚したことに係る情報であるから、そのような情報が、「法人等に関する情報」(情報公開法5条2号本文)に該当することは明らかである。

そして、上記各欄の記録のうち、(α)㊴事故の調査・解明の状況、㊶事故発生原因の分析・問題認識等、㊷再発防止策の各欄には、A2における保険金等の不適切な不払の発生原因及びその原因を踏まえた再発防止策が記録されていると推認されるどころ、[中略]A2における保険金等の不適切な不払は、本社の事故者が保険契約を不正に解除したり、保険金等に係る遅延利息を過少に支払うという事務処理をしていたことを内容とするものである以上、上記発生原因及び再発防止策に係る記録においては、当時のA2における支払管理態勢に関する情報や、当該事故者に対する内部機関の監視等といった経営管理態勢に関する情報が記録されているものと推認されるどころ、[中略]このような内部管理態勢に係る情報は、A2において考案・構築されて蓄積されてきた社内のノウハウというべきものであって、事柄の性質上、その詳細は公表されていないものと推認され、仮にそのノウハウが公表されて同種の業務を実施する他の保険会社等に明らかになれば、A2の権利ないし競争上の地位その他正当な利益を害する相当の蓋然性があることが客観的に認められるというべきである。

また、(β)㊲発覚の端緒、㊴事故の調査・解明の状況、㊵事後措置、㊶事故発

生原因の分析・問題認識等及び㉞処分内容(事故者・関係者)の各欄には、A2における当該不祥事件の発覚の経緯、当該不祥事件に対する具体的な事後的対応策、当該不祥事件の発生原因に係る分析内容並びに当該事故者及び関係者の具体的な処分内容が記録されているものと推認され、これらの情報は、いずれも、A2における不祥事件への対応という危機管理態勢に係る当時の状況・態勢に関する情報であるといえるし、また、㉟保険会社が当該不祥事件の発生を知った日及び㊱事故の概要の各欄には、A2が実際に当該不祥事件を知った年月日及びその当時に把握していた当該不祥事件の具体的な内容が記録されているものと推認され、これらの情報も、A2が当該不祥事件の発覚時に把握していた事件の詳細及び不祥事件が発覚した時期など、A2における当時の危機管理態勢及びその具体的な状況・態勢を推知することができる情報であるといえるところ、このような情報も、[中略]A2における危機管理態勢に関する情報であり、当該保険会社において不祥事件等が発生した場合に、それによる損害を最小限に抑え、迅速・円滑に損害の回復を図るべく、より実効的な態勢を形成するために考案・構築されて蓄積されてきた社内のノウハウというべきものであり、事柄の性質上、その詳細は公表されていないものと推認され、仮にそのノウハウに関する情報が公表されて同種の業務を実施する他の保険会社等に明らかになれば、A2の権利ないし競争上の地位その他正当な利益を害する相当の蓋然性があることが客観的に認められるというべきである。

したがって、本件行政文書3のうち、上記(α)及び(β)の各欄に記録された情報は、いずれも情報公開法5条2号イに規定する不開示情報に該当するものといえることができる。

- (イ) この点に関し、Yは、本件行政文書3の本件不開示部分のうち、㊲事故発生支社・支部名、㊳法令違反の該当規定(法令に違反しない場合は理由)、㊴届出の根拠規定(規則)、㊵発生期間及び㊶事故金額(うち実損見込み)の各欄の記録に係る情報についても、これらが明らかになれば、A2の事務管理上の問題点や経営状況について無用の憶測を招き、再発防止に向けて努力を開始したA2の企業イメージや社会的信用が不当に低下し、ひいては顧客が減少するなどの事態を引き起こしかねないとして、これらの情報も情報公開法5条2号イの不開示情報に該当する旨主張する。

しかしながら、本件行政文書3の上記各欄の記録に係る不祥事件が、A2の本社の事故者が行った保険契約の不正解除及び遅延利息の過少支払によるものであることは、答弁書の記載から明らかであり、また、証拠及び弁論の全趣旨によれば、A2は自社における保険金等の不適切な不払の件数及び被害金額の合計を既に自ら公表していることが認められ、そうすると、既に公表済みの事項を含む上記㊲、㊳、㊴、㊵、㊶の各欄の記録に係る情報を公表した場合に、A2の事務管理上の問題点や経営状況について無用の憶測を招くとのYの上記主張は、本件の上記事実関係の下では、直ちに採用し難く、Yの主張に係る「憶測」の具体的な内容も必ずしも明らかで

ないことも併せ考えれば、Yの主張に係る上記各欄の記録に係る情報が公表されることにより、A2の企業イメージや社会的信用が不当に低下し、ひいては顧客が減少するなどの事態を引き起こす相当の蓋然性が客観的にあるとは認め難い。

(ウ) また、Yは、[中略]本件行政文書3の本件不開示部分の㊦保険会社名及び代表者名(印影を含む。)のうち社印及び代表社印の印影部分についても、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当する旨主張するが、[中略]本件行政文書3の作成経緯等からすれば、[中略]上記印影部分が公にされることによって、A2の正当な利益を害するおそれがあると認めるには足りないというべきである。

(エ) [略] 」

c. 若干の考察

本件行政文書3は、A2が、保険業法127条1項8号、同法施行規則85条1項17号に基づいて監督官庁(金融庁)に提出した報告書である。こうした観点からすれば、本件判決は、講学上の保険法の主要な研究領域である保険監督法⁶⁶につき、これを情報(公開)法の側面から捉えたものとも考えることもできよう。

上の引用部分からも見て取れるように、行政機関情報公開法に基づく行政文書の開示可否を巡る事案(情報公開・個人情報保護審査会の答申を含む)では、事案ごとに、細部にわたる認定・判断が行われることが多い。こうした中、本件各行政文書の特徴は、A1～A3の各保険会社にとって、いわばマイナス情報とも評すべき情報につき、保険業法に基づいて義務的に提出することとなった監督官庁あて報告書という点に求められよう。この点、こうしたマイナス情報が記録された行政文書の開示可否が争われる場合には、行政機関情報公開法5条2号イにいう「当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益」よりも、例えば、当該行政文書を開示することによる被害者の救済や当該法人等の自浄作用発揮といった事柄が意識的に優先され得るのではないかという議論が考えられる。そして、現に、本件のXにおいても、「本件各行政文書は、生命保険会社各社が本来支払うべき保険金を支払わなかった事案に関するものであり、当該法人等の正当な利益が害される余地は皆無である。また、当該保険会社に適切な経営管理のノウハウ等がなかったからこそ、保険金不払問題が発生したと考えられる」と主張している⁶⁷。しかし、本件判決は、こうした主張に与することなく、一段階テスト(IV-1-b参照)に基づき、本件各行政文書中の各項目の「正当な利益」性を慎重に認定・判断したものと評価することができる。

上と類似の判断要領は、イギリスの2000年情報自由法の下における審判例でも見られる。*Anthony Craven v. Information Commissioner*, Appeal no EA/2008/0002⁶⁸がそれである。

⁶⁶ 前掲注6)参照。

⁶⁷ この点、大林・前掲注65)44頁も、「本件で対象となっている情報元は、不払事案や不祥事件に対する金融庁の検査に伴う文書である。この中に保険会社のノウハウに関連する内容が含まれるからといって、それらを不開示とすることに正当な利益があるといえるだろうか」と述べる。

⁶⁸ see, John MacDonald and Ross Crail, *MacDonald on the law of freedom of information*, 3rd ed., 2016, pp. 504-505.

本件は、イングランド中部のウエスト・ブロムウィッチ(West Bromwich)に本拠を置く住宅金融組合(Building Society)⁶⁹(以下、当該住宅金融組合のことをWBBSという)が販売した住宅担保年金制度(home income plans, 以下、HIPという)⁷⁰を巡り、その運用失敗に係る被害者支援団体の代表者(以下、C氏という)が、HIP販売に関する本件報告書を保有するイギリスの金融サービス機構(Financial Services Authority, 以下、FSAという)⁷¹に対し、本件報告書の開示を請求したところ、FSAが当該開示請求に対して拒否処分を行ったことに端を発する事案である。C氏は、審判手続きにおいて、WBBSの商業上の利益(commercial interests)につき、WBBSの行為や年金受給者への影響に鑑みれば重きを置くことはできず、保護に値しない旨を主張した⁷²。これに対し、情報審判所(Information Tribunal)は、審判において明らかにすべき事柄は、それが保護に値するかどうかではなく、法43条にいう(当該利益に損害を与える)おそれ⁷³があるかどうかである旨を明言したうえで⁷⁴、冷静に商業上の利益の存在を認定し、さらに、問題となっている情報の開示に有利な事情⁷⁵よりも、不開示に有利な事情のほうが重い旨を述べて(以上、二段階テスト(IV-1-b参照))、不開示相当の決定(decision)を下した⁷⁶。比較法の見地から参考になるものと思われる。

なお、本件各行政文書は、法令に基づいて義務的に提出することとなった監督官庁あて報告書であったが、監督官庁あてに任意で提出する文書に関し、行政機関情報公開法5条2号口は、「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等・・・における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を不開示情報としている。

V. おわりに - まとめと残された課題 -

以上、本稿は、学界の研究対象としての生命保険分野の判例件数が減少傾向にあるという問題意識を踏まえ、その研究対象の裾野を広げることを目的に、その具体策の1つとして、租税法、競争法、情報法という各周辺法分野に関する判例をいくつか取り上げた。具体的には次のとおりである。

II-1では、相続税の課税実務の変更をもたらした前出東京高判平成26年9月11日を取り上げた。課税実務の変更をもたらした判例としては、最三判平成22年7月6日民集64巻

⁶⁹ 元来は、組合員からの投資を原資にして、組合員の住宅資金をその住宅への譲渡抵当(mortgage)を担保にして貸与する法人。しかし、1986年法によって、現在では他の銀行業務も行うことを認められている(小山貞夫編著『英米法律語辞典』(2011年・研究社)127頁)。

⁷⁰ 生命保険文化センター発行『2004 生命保険用語英和辞典』(2004年)376頁。

⁷¹ 生命保険文化センター・前掲注70)309頁。

⁷² *Anthony Craven v. Information Commissioner*, Appeal no EA/2008/0002, para. 15.

⁷³ 前掲注64)参照。

⁷⁴ *supra* note 72, para. 41.

⁷⁵ そのうちの1つには、「HIPの販売に関する問題点を公にすることによって、被害者救済、消費者教育、再発防止を後押しするという効果が認められる」(*supra* note 72, para. 47)という事情も含まれている。

⁷⁶ *supra* note 72, para. 48-49.

5号1277頁、判時2079号20頁、判タ1324号78頁(いわゆる生保年金二重課税事件)が、保険法学界でもよく知られているが、当該最判以外にも、課税実務の変更をもたらした保険判例は存在する。Ⅱ-2では、一時払終身保険(から支払われた死亡保険金)につき、アメリカの遺産税に係る保険概念該当性を否定した前出 *Old Colony Trust Co.* 事件を取り上げた。この事件に言及した論稿では、「生命保険契約」の意義に関して、租税法学界から保険法学界への問いかけも行われており、今後の議論にあたって参考となるように思われる。Ⅲ-2では、中国の人寿保険会社による建設工程傷害保険の市場分割カルテルを取り扱った前出湖北省工商行政管理局・競争執法公告事件を取り上げた。市場分割カルテルという手段が用いられたのは、中国の保険市場ならではの特徴と考えて差し支えないように思われる。Ⅳ-2では、保険会社が保険業法127条1項8号、同法施行規則85条1項17号に基づいて監督官庁に提出した報告書の開示可否を巡る前出東京地判平成21年5月21日を取り上げた。保険監督法の情報(公開)法的側面と捉えることができよう。

以上のように、各判例には、学界として今後の検討に値する重要な指摘が存するように思われる⁷⁷。本稿が、こうした指摘を例示したことにより、学界の発展に対してごく小さな貢献ができるとすれば、望外の喜びである。

もっとも、本稿は、上の各周辺法分野に関する判例をいくつか取り上げたに過ぎないのであって、体系的あるいは網羅的な内容とはなっていない。すなわち、本稿で取り上げた3つの周辺法分野の中には、ほかにも保険法判例として取り上げるべき事件があるかもしれない。また、周辺法分野自体についても、上の3つに限らず、例えば、別冊ジュリスト『保険法判例百選』でも取り上げられている国際私法分野、さらには、商事仲裁分野等、様々なものが考えられるかもしれない。こうした意味において、本稿は、全くもって未完の状態である。この点については、残された課題として、今後とも研究を進めてまいりたい。

以 上

⁷⁷ 直接的な判示事項ではない事柄の中にも、有益な検討材料があるように思われる。例えば、前出東京高判平成26年9月11日(Ⅱ-1参照)では、変額個人年金保険に付加された年金支払特約の存在が認められたが、この特約につき、①保険契約者が保険契約締結時に全項目を指定して付加した、②保険契約者が保険契約締結時に付加したが、年金種類および年金支払期間の指定が行われなかった(本件事案)、③保険契約者は保険契約締結時に付加せず、保険事故発生後、死亡給付金受取人が付加・指定した、という各場合における保険契約法上の性質の差異についても、検討に値するものと思われる。